

第9回 「国境離島の保全、管理及び振興のあり方に関する有識者懇談会」 議事概要

【日 時】 平成25年12月11日（水）15：40～17：20

【場 所】 中央合同庁舎4号館1214特別会議室

【出席者】 奥脇座長、秋山委員、磯部委員、木場委員、久保委員、志方委員、渡邊委員
海上保安庁：一見政務課長、楠海洋防災調査室長
文部科学省：倉見学校教育官

「○」は委員からの発言、「→」は発言に対する説明者等からの回答

1 海上保安業務の現状

海上保安庁から資料1に沿った説明の後質疑応答

○外国人による違法操業の件は、離島住民も非常に心配しているところ。海保庁と水産庁での役割分担はどうなっているのか。

→水産庁も取締船を有しており、両者間ではその都度協議しながら調整を行っている。具体的には、定期的に会合を持ったり、合同で取締りを行ったりしているところである。

○灯台の高機能に伴い無人島化した離島もあるが、離島住民からは有人にして欲しいという要望も根強い。海保としてはどのように考えられているか。

→灯台の管理業務の合理化・効率化のため無人化を実施しており、当該業務のために再度有人化する予定はない。離島への公務員常駐については、どのような目的から常駐するのか、そのためにはどのような職務を行う公務員が適切ななのか、海保のみならず関係省庁を交えた議論が必要である。

○尖閣でのオペレーションについて、新たな防衛大綱でもシームレスな対応が必要とも記載されるのだろう。海保には領土の防衛は求められておらず、司法権の執行がその機能であるが、事実上領土を守っているということになると思う。海保において、質的・量的に対応不可となったときに、他機関とどのように連携するのかについて聞かせていただきたい。

→オペレーションに関わることであるので公にできないところであるが、常時自衛隊とは連携を進め、定期的に情報交換も行っている。どんな状況でも海保と自衛隊間で対応できるようになっている。

○先ほどの説明においても、海上保安官は頑張っていますとの内容ばかりであった。我が国が広大な管轄海域を有しているのであれば、海上保安官1人当たりがどれほどを担当しているのかなど示しながら、本来であればこれくらいの海上保安官が必要であると堂々と言って欲しい。

→職員一人が担当する海岸距離での比較であるが、日本の海上保安庁が約2.8km、米国コーストガードが約0.2km、韓国も約0.2km（注：本数値は各国の公開情報に基づき海上保安庁が算出したもの）となっており、他国よりも少ない人数で業務に取り組んでいる。来年度の定員要求でも、尖閣対応体制の強化を含め、約740名を要求しており、政府全体としては定員削減が進む中、年々増員が認められているところであるが、引き続き努力していきたい。

○西之島の新島について、国民が離島に興味を持ってもらうことが重要と考えているが、例えばどのように名前を付けるかとか、トピックスとして国民の興味がわく事例が起きたと思っている。わずかでも領海が増えるとのことであるが、具体的にどれだけ増えるか、どのような魚が捕れるか、鉱物があるかとか国民に具体的なメリットを示すことでより上手く伝わると思う。

→現在でも航空機による調査で得られた情報をHPで公表している。また、現場での活動が収まれば順次船での調査も実施することとなり、資源に係る情報も見つければ公表していきたいと思う。

2 学校における海洋に関する教育について

文部科学省から資料2に沿った説明の後質疑応答

○学習指導要領において、海洋国家日本の視点の充実を図られるのか。

→現在の教科書は平成20年、21年の学習指導要領の改訂を受けて、充実してきている。今後の改訂で海洋国家日本の視点の充実を図ることについては、これからの子供の学習状況やその時々の世界・日本の情勢も踏まえ、専門家の意見も聞いて検討していくことになるが、可能性としては考えられると思う。

○有識者懇談会のテーマである離島に関しては、そこでの生活は相当大変な部分もあるとは思うが、この点の具体的な紹介や記述はあるのか。具体例が挙げられていると印象深く覚えているものだと思う。

→全国的な基準である学習指導要領には具体例の記述はないが、島々での生活については、小学校の3・4年の社会科で地域学習をする中で自分たちが住んでいる地域のことを学ぶこととなっており、島を有する地域ではここに住んでいる人たちの生活について学習している可能性は高いと思う。

○教科書における記述は充実しており、そのまま伝われば知識として十分であると思われるが、これを教える教員の力量によるところが大きいと感じている。現在進行中の西之島新島のことをリンクさせることなどが子供の理解を深めることにもつながるのではないか。

→教員が、例えば、そのときにニュースになっている出来事なども取り上げながら、子供に興味・関心をもたせて教えるということが、子供の理解を深める上で必要だと思っている。

○学習指導要領は教科書だけを対象にしているものではないと思う。昔は臨海学校など海に接する機会も多かったが、現在は、子供の安全に関して学校の管理責任のこともあって、臨海学校、潮干狩りなども行われなくなっていると思う。しかし、実際の現場での海洋教育（怖さ、おもしろさ、魚のことを知ることなど）は重要だと思うし、このことについても学習指導要領に入れて頂きたい。

→委員が仰ることは重要と認識。学習指導要領でも一般論として、体験や作業を通して行うことが効果があり重要との考え方から、関連する規定を設けている。しかし、現実には、知識としての学習内容に対する学校側への要望も多いなど色々課題があつて難しい面もある。

○学校教育の枠における問題だけでないと思うが、国民が海から遠ざかっており、イメ

ージできないようになっている。体験的基盤がない、国民の関心も薄れているということであれば、それに応じて教科書の中身も変えていかざるを得ないと思う。文科省として、国民の離島に関する認識・意識を広げていく、誘導するための何らかの工夫や方法を考えていないのか。

→今回の学習指導要領は、海洋に関する記述が充実したという認識であるが、さらにもう一歩進んでこれに基づいた教育が現場できちんとなされるということが大事だという認識である。仰ったことは重要なご指摘として受け止めたい。

○参考資料に海運や船という記述がほとんどないが、船に乗ったことのある学生が非常に少なくなっており、船のことを話しても彼らにリアリティがない。逆に、小さいときに実地体験を 1 回でも行っていれば海に関する教育効果が高まるのではないかと思う。

以上